

中國の分家制度と「家」の性格(下)

内田 智雄

昌黎縣侯家營は、侯姓八四戸・劉姓一〇戸・王姓六戸・陳姓五戸・他に孔・齊・蕭・傅・池・李・才・費・葉の諸姓各一戸からなつてゐるが、これらの諸姓のうち、清明節に同族が打揃つて上叢をなし、會食を行つてゐるのはたゞひとり侯姓のみである。彼等の祭祖行事には、老會・叢會・上叢地會・老大會・老叢會などの異稱があるが、これらの呼稱は嚴密には、その時代と規模とに應じて區別せられなければならない。侯姓の叢會の創始は同治年間といわれているが、その當初及びその後における變遷の態様は明らかでない。しかし農民が「四十年程前マデハ」と度々語つてゐるところを見ると、大體清末の頃までの毎年の清明節には、侯姓の各戸から一人づゝが出て打揃つて上叢をなし、猪三頭ぶたを祖叢に供え、祭祀がすむと、その猪をもつて一同が「叢會飯」即ち會食をしてゐたようであり、また「二十年程前」即ち民國十年頃には、叢會の世話人及び有志のみで上叢をなし、供物として猪三頭を同族各戸に分配して、既に會食を行わなくなつてゐたようである。しかして現在の叢會は、僅か六人の「辦會的」または「作會的」のみによつて行われる小規模なものであるところから、これを一般に「小會」とよび、嘗ての大規模な叢會を「老大會」とよんでいるのであるが、かく叢會が縮小されるに到つた理由は、諸物價の高騰と侯姓の貧困化とによつて、その負擔に堪えがたくなつたからだと言はれてゐる。そして現在この小會を營んでゐる六人の辦會的の構成は如何といふに、それは侯姓三門のうち、老大一門からの四人と、老大二門と老大三門とからの各一人づゝからなつており、そしてその比率は、侯姓三門の戸數の比率からいつても、極めて妥當なものと考えられるが、問題はこの六人のものが、

如何なる理由で辦會的となつたかということである。なおこの六人の辦會的は、現在ではすくなくともその家の世襲となつてゐるが、どうしてこの六戸が世襲するに到つたかについては、農民の應答が區々としていて明白をかいいてゐる。しかしながらおそらくは、次のような事情によるのではないかと思われる。即ちかつての老大會の辦會的は、諸他の同族の諸行事におけると同様に、本來輪流であつたと想像されるが、老大會が廢絶して小會が營まれるに際して、従前の辦會的がそのまま固定するに到つたか、然らずんば小會を營むその當初に、新らしくこの六戸が選任あるいは委囑せられたか、そのいずれかであろうと思われる。そしてその後は、後に見る如く攻會の「本錢」が少く、従つてまたその利息も僅少であり、攻會地の小作料のみをもつてしては、たとえ六、七人で行う攻會飯も、また上攻に要する供物をととのえることさえもできず、その結果當然に辦會的の負擔とならざるを得ない事情から、いきおい辦會的のひきうけ手がなくなり、今日の如き世襲的なものとなつたのではなからうか。

この六人の辦會的には、格別の職務上の分擔もなければ、呼稱上の區別もなく、悉く六人の合議と協力によつて小會が營まれている。しかししてその職務とするところは、攻會地の小作人やその典錢の決定、典錢の收受、清明節の上攻祭祖や攻會飯の買物、またそれらの買物の品名斤量金額などの流水帳への記入、攻會の本錢に對する利錢の取り集め、またその記帳などである。前記の如くすくなくとも現在の辦會的は世襲的なもので、従つて貧富や同族における輩の高下、またその人の人格や能力などを勘案して選ばれたものではないため、同族内の紛争や分家・結婚その他のことに關しても、何等關與するところがなく、それが辦會的の職務内容とされないことはいうまでもない。また族長もこの小會に對しては「何モシナイ」といわれ、従つて諸他の地域に見られる如く、族長が先導して上攻するといつたことも全然なく、「族長ハ侯俊良トイ、四十歳デ若イ」といわれているところからすると、族長が祭祖行事に關係をもたないばかりでなく、同族の不和や分家・結婚などに對しても、なんら積極的な役割を演じていないことが想像せられる。しかしして六人の辦會的によつて行われる小會の財源は、侯姓の老攻地にある二畝ほどの耕作地を、原則

として侯姓の者に小作せしめるその典錢によつてゐる。即ちその典錢によつて、ふたのあたま 坎に供える猪頭・紙料・はなび 鞭炮・香などを購ひ、また辦會的の行方「老吃祖」、即ち坎會飯の費にあてるわけであるが、民國三十一年度の典錢は二十元で、これだけでは上記の供物と會食の費とを賄い得なかつたため——事實はそうでなかつたこと後記の如くであるが——六人の辦會的が各一毛錢づゝを攤したといわれている。いま「侯氏坎會流水賬」によつて、民國三十一年度の收支を瞥見すれば次の如くである。

入侯寶興	洋壹元貳毛	出與海紙金箔□子	洋壹元八毛
入侯永立	洋四毛	出與鞭炮香	洋五角五分
入侯寶珍	洋五毛六分	出與猪首 <small>筒斤一九</small>	合洋四元五毛
入侯心如	洋二元	出與猪肉3斤	合貳元四毛
入侯□	洋壹元六毛	出與干粉3斤	合貳元四毛
入侯長會	洋壹元七毛六分	出與白菜	洋貳毛
入侯廣仁	洋壹元	出與干豆腐4斤	合壹元貳毛
入侯榮五	洋壹元	出與花生大葱	洋四毛
入侯鳳儀	洋壹元六毛	出與燒酒1斤	合壹元
入會底	洋壹毛六分	出與粳米3斤	合五元壹毛
入侯文煥	洋拾六元	出與灤州銀子	洋壹毛五分
入侯長春	洋八毛	出與還侯榮五後去年佃	洋壹元
共入洋	2808	出與毛頭紙15	合三毛八分
十元		出與洋煙	洋貳毛

中國の分家制度と「家」の性格(下)

出與禾糧

洋四毛

内付泥井一期31毛 前後兩清

出與官金差

洋六元〇參分

共出洋 2681
十元

現存洋 127
元

この流水帳の記載事項については、何等調査をしていないため、その詳細は知るよしもないが、まず収入の部に
いてみるに、侯□と侯文煥の名下に「地典錢」とあるのが坊會地の小作料であつて、これによれば地典錢の合計は十
七圓六十錢となり、従つてさきに坊會地の小作料は二十圓と記したのと相違することとなる。しかし紹介を省いた上
記流水帳のやゝ後の方に、「入侯治祥 貳拾元 地典錢」とあつて、これは民國三十一年に坊會地の小作料が十六元から
二十元にあげられ、そのため侯文煥が小作をやめて、侯治祥がこれに替つていることを示すものである。もし然り
とするならば、「入侯□ 壹元六毛 地典錢」とあるのは、上記とは別口の、またおそらくは會地のごく零細な部分が
この侯某に小作せしめられていることによる収入であるであろう。また上記の末尾から三項目の「入會底 洋壹毛六
分」とあるのは、如何なる金か明らかでないが、字づらから判ずるかぎり、坊會のくりこし金の如きもので、諸他の
九項目は、坊會の貸金の利子であると想像せられる。しかして會錢の利子は「年ニ二分」といわれているから、この
利子によつて會の本錢を逆算計出すれば、侯寶興が六元、侯永立二元、侯寶珍二元八毛、侯心如十元、侯長會八元八
毛、侯廣仁及び榮五がそれぞれ五元、侯鳳儀八元、侯長春四元ということとなり、従つて合計五十一元六毛の本錢を
有しているわけであるが、この本錢は清明節にも回收をしないことを一般とするから、これを除外して計算すれば、
民國三十一年度における坊會の収入は、利錢・典錢及び會底等を合して、二十八元〇八分ということになる。これに
對して支出は、その費目によつても知られる如く、坊への供物及び會食の副食物、酒・煙草・落花生などで、その合

計は二十六元八毛一分とされており（實際は二十七元七毛一分となる）、收支差引一元二毛七分の殘金となつてゐる。

以上の如く「侯氏汝會流水賬」には、收支の費目と金額とがあげられ、そのあとに收支の合計が示されていること上記の如くであるが、そのあとにさらに次の數項が記されている。そしてこれは汝會の後に收納せられたものと思われる。

入侯永初 洋貳元 本五十吊

入會 底 洋壹毛六分

入侯心如 洋壹元六毛

入侯長煥 洋壹毛

入侯鳳昌 洋壹毛

入侯鳳儀 洋壹毛

入侯允中 洋壹毛

入侯廣仁 洋壹毛

入侯榮五 洋壹毛

共入洋 3468

十元

現存洋 127

元

共存洋 3595

十元

無有現點一兩清

しかししてこの収入金額は計四圓三十六錢で、これとさきの収入二十八圓〇八錢を加えたものが、その收入合計となるわけであるが、奇異なことにはこゝにもまた若干の誤差が存している。それはともかくとして、劈頭に侯永初の「洋二元 本五十吊」とあるは、かつての二十五吊を一元とする計算によつて、五十吊を圓に換算して計出したものに

すぎず、そしてそれは第三項目の侯心如のそれとともに、やはり會錢の利子であるとみて誤りはない。第二項の「會底 洋壹毛六分」は、前に記した會錢と同額ではあるが、こゝに改めて記載せられている以上、別口のくりこし金であり、侯心如のそれも、前に記されたものとは別口の會錢、即ち本錢八圓に對する利子であると考えられる。そしてこれら三項は、清明節に收納せられるべくして收納せられなかつたものが、その後において納入せられたため、一應收支の計算がなされた後に、かく改めて記載せられたものと思われる。そしてこの第四項以下末項に到るまでが、辨會たちの姓名と、自ら難したといわれる金額とであつて、これによれば辨會たちの十錢づゝの負擔は、會金の不足によるものではないことが知られる。

以上流水帳を一瞥することによつて、彼等の會の規模も態様もほゞ想見し得たと思われるが、いまひとつ残されているのは、會飯の會場の問題である。會場は清明節の當日、辨會的が上坂をすませた後、銅鑼を叩いて侯姓のものを呼び集め、「紙球兒」即ち紙をまるめて籤を作り、その籤にあつた家が明年の清明節の會飯、この地で「老吃祖」とよばれるものの會場となることとされている。そしておそらくはその代償的な意味をもつと考えられるが、とにかく籤にあつた家は、その後一年間、祖墳地の草や薪木を採取する権利があたえられ、また會食の際には、六人の辨會的とともに會食の席に列し得ることとされている。しかしその會食の費用は殆んどが會錢によつて賄われ、辨會的に一人僅か十錢づゝの會費を出すにすぎないこと前記の如くであるが、その會場の提供者は、その十錢の負擔もかけられないこととなつている。しかし會食に要する煮炊きの薪木の費用が、流水帳に記されていないところからすると、その薪木は會場の提供者の負擔となるものようである。もし然りとするならば、一年間祖墳地の草木を無償で採取し得るといふことは、それは本來この老吃祖の炊事に供することをもつてたてまゑとなし、その餘木餘草をもつて日常の自己の炊事に用い得るといふことにあるもののように考えられる。それはともかくとして、僅々二畝ほどの墳地にある草木は、それ自體決して多量なものではないが、本村の如く山地に遠く耕地ばかりのところでは、

僅少なりとはいへ草木の無償の採取權は、まさにひとつの特權であり恩惠であるのであつて、そのため抽籤にあたらんことを希うものが極めて多いといわれている。しかし一回當籤したものは、明年以後その抽籤には與り得ないといふこと、こゝには同族への利益の均霑が制度化されていることを見ることが出来る。

以上わたくしは、華北の各地に行われる同族の祭祖行事の態様を紹介したのであるが、後の記述の便宜のため、いまそれらの祭祖の規模その他について省察するならば、同村に居住している同族であつて、なおかつ支派別に祭祖を營むものに欒城縣寺北柴村の郝姓があり、全村の同族、特に十五歳以上の男子が擧つて参加するというものに同村の徐姓があり、また各戸一人づゝといわれるものに、順義縣沙井村の楊姓・張姓、また恩縣後夏寨の馬姓などがあり、二村以上合同して祭祖を營むものに、安次縣東王莊の王姓、歷城縣の楊姓、また順義縣沙井村の杜姓などがあり、同た數人の辦會的のみによつて行ふものに、昌黎縣侯家營の侯姓がある。さらにまた會地即ち祭田の管理方法にも、同族中の貧困者に耕作せしめるもの、同族の輪流耕作とするもの、また純粹に會食の費用を捻出するために、同族たる否とを問はずに小作せしめるものなどが存している。また祭祖の時期を中心としてみれば、清明節に行ふものが壓倒的に多いのに對して、恩縣後夏寨の地域では、正月二日に行われているのを見ることが出来る。そしてこれらは、その規模の大小や期日の如何を問はず、とにかくにも同族として共同祭祖を行ふものであるが、これに對して同族の行事としては全然營まないもの、極めて多いことは、上記の諸村落に關するかぎり認めざるを得ないと思う。換言すれば恩縣後夏寨を除く諸他の村落では、數姓乃至十數姓の同族をもつて構成されておりながら、そのうち共同祭祖を行ふものは僅々一、二のものにかぎられていて、その他の諸姓は殆んどこれを營まないといつても過言ではない。いまこの事實を明らかにするために、常識的には當然祭祖行事が行わべき條件にあつて、しかもなおこれを行つていない一、二の事例を紹介しておきたいと思う。

欒城縣寺北柴村の東南方一籽半ほどの所にある聶家莊は、その隣村人によつてさへも、聶姓の完全なる同族部落と目され、他村人のこの村への移住を拒否し、不動産の賣買や土地の典當小作なども、他村人とはこれを行わず、同族結合の最も強い村落とされているのであるが、私は調査によつて、現に他村他姓のものが相當數移住しており、土地の典當小作や賣買さへもが、他村他姓のものと公然となされている事實を知ることができた。特に本莊において注目されることは、全莊戸數二四三戸のうち、聶姓が實に一八八戸を占め、その祖墳地の如きも整然として二十數輩を算え、その間には前清時代の舉人や貢生となつた人々の碑が林立して、わたくしの管見の及ぶかぎりでは、最も莊大な坟墓のひとつといふことができ、またそれを裏付けるかのように、本莊の居室はいずれも堂々としていて、その家格と富裕さを立證するに餘りあるものがあるが、にもかゝらず聶姓には、いさゝかの祭田もなく、また家廟もなく、清明節などにおける共同祭祖も行われず、従つて會食ももちろん行われてはいない。族長もまた「名ノミデ何モシナイ」と語られていて、これによれば同族として特記するに足る結合關係は殆んどないといわなければならぬ。

また歴城縣冷水溝莊の李姓は、全村戸數三八〇戸ほどのうち一八八戸を占めており、本莊の楊・謝・任・程・劉の諸姓とともに、明初朱洪武帝の命によつて、河北の棗強からこの地に移住してきたものといわれ、その筆寫された「李氏族譜」の序にも、「李氏相傳うらく、明初棗強より歴城に遷居し、籍を東北の郷冷水溝莊に占む」とあり、莊東の李姓の古墳の一にも、明らかに明の萬曆の年號の刻されたものが見出される。本莊の李姓は上記の如く一八八戸と數えられるけれども、現在李姓は不同宗の五つの李、即ち「五李」からなるといわれ、そのうち百戸ほどが同宗即ち「族家」であり、そのうちがさらに六十數戸と、三十數戸と、十數戸の三支に分れているともいわれている。この三十數戸からなる支派には、一畝ほどの護犂地を存し、それを支派中の極貧者に耕作せしめ、その耕作による收益の中から、清明節と十月一日の同一支派の共同上坟の際に、耕作人が紙錢・線香・供物などを購うて供えることとされて

おり、収益の殘餘は耕作人の所得となること、諸他の地方のそれと大差はない。この護塋地の耕作は、原則としては支派中各戸の一年づゝの輪流とされているが、耕作を希望しない場合には他にその權利を讓渡し得るわけで、事實護塋地の畝數も僅少であるところから、貧困者に讓ることをもつて通例としているようである。そしてすくなくともこの支派に關する限り、護塋地の耕作とともに共同祭祖を行つており、他地域の祭祖の態様と異るところをもたないが、問題は李姓の他の支派に存している。

いま族譜を有する李姓の農民の一人に、その始遷祖の坟の所在を質してみると、「族譜が完全デナイカラ始遷祖ノ坟ハ明ラカデナイ」と答えており、さきに引證した「李氏族譜」の序にも、「譜牒散佚して世次の攷うるなし、その知るべきものは五世より以下數世のみ」と誌されている。もつとも始遷祖の坟そのものは、農民の語るが如く明らかでないとしても、その所在地は前記萬曆の碑の存するところがそれであつて、後に記する「李氏宗祠地基碑の序」にも、「始祖の塋内」の語が明記せられている。かゝることも一因であろうか、この支派においては祖坟に對する共同祭祀が行われていない。しかしながら年に一回正月一日には、族譜に叩頭をするといわれている。もつともその族譜は李姓の各戸の多くに一部づゝ保存されているもので、従つてそれは恩縣後夏寨の吳姓の如く、一部の「老祖宗」を毎年輪流して、これに同族一同が參拜するといつたものではなく、族譜をもたないものが族譜を有する近隣の一家にいつて、隨便に叩頭するといつたもので、決して組織的な行事といふことはできない。しかしながらこの支派において特筆すべきことは、家祠を有しているということである。一般に家祠・祠堂・家廟などとよばれるものは、われわれの調査地域においては、礮城・恩縣・德縣などの城内に存しており、特に山東省章邱縣縣城の東大街には、實に壯觀とも稱し得る程に楹比して存するのであるが、他方農村には殆んどこれを見ることが稀である。然るに本莊の李姓にはとにもかくにもこれを存しており、その家祠の正面門上の扁額には、「李氏先祠」と横書せられ、この文字をはさんで兩側には「民國十一年建」と「閭族公立」の文字が縦書せられ、さらにそれらの文字の外側兩わきには、そ

れぞれ「延年」と「益壽」の文字が縦書せられている。しかしして農民の語るところによれば、この家祠は本來は同族の李祥田（「李氏族譜」によれば「田」の排行字は、排行字が一定せられてから第七世にあたる）なるものの民宅であつて、彼の死後賣却せられて家祠となるに到つた由で、それはおそらく扁額にある民國十一年のことではないかと思われる。そして現在この家祠には、李鳳福（鳳）の排行字は第九世）なる者が無償ですまひ、別に「看廟的」（どうもつ）がないまゝに、彼が時折家屋の修繕をしているとのことであるが、家祠には現在何も祀つてなく、また正月にも清明節にも何の祭祀も行われず、「聞クトコロニヨレバ、毎年正月コ、デ祖先を祭ロウトシタノダガ、實際ニハソウイウコトヲシナカツタ」といわれており、従つてそうした意圖にもかゝらず、當初から家祠としての機能を演じていなかつたわけである。

なおこの家祠の院子内には、民國二十一年建立の「李氏宗祠地基碑序」が一基存し、それによると、もと始祖の塋内に柏樹二十餘株があり、それを民國九年に同族協議の上賣却して、錢八百緡を得たので、それをもつて本族の李增鳳等の故宅一所を購うたが、その家は夥巷にあつて街心に通じないので、李鳳熙に六十緡を貼賤して交換するに到つたことが述べられており、また碑文末尾には、後世の子孫が家祠の四至の明白を缺くことを恐れて、碑陰に四至の圖を記しておくからして、後世の子孫も一目瞭然として疑惑することがないであろうと記されている。おもりにこの碑は家祠の設けられるに到つた事由と、その地基の四至とを後世にまで分明ならしめんがためのものであつて、従つて祭祖のことについては全然記するところがないけれども、家祠創設の目的は農民の語るが如く、正月こゝに李姓の閭族が相集つて、祭祖の行事をなさんとしたものであることはいうまでもない。しかしながらそのことは終に行われず、空しく民宅として今日に到り、徒らに扁額と碑とをのみ憮然たらしめているわけである。いま彼等の家祠と祭祖とについて質してみるに、

ソノ家祠ハ一年ノドウイウ時ニ使用スルカ——使用セズ。

清明節ノ時ニ使用セヌカ——使用セズ。

清明節ノ時、ソノ家（家祠）ノ正房ニ祖先ノ像ヲカ、ゲ、禮拜ヲスルノデハナイカ——セズ。

と答えられていて、家祠としては全然その機能を演じていないことが知られる。然らば彼等の坟地における祭祖は如何というに、

清明節ノ時ニハ、皆（同族）一緒ニ集ツテ祖坟に詣ルノデハナイカ——詣ラヌ。

清明節ニ祖坟ニ詣ラヌノカ——随意ニ詣ツテイル。

祖坟ノ他ニ、アナタノ家ニハアナタノ家の坟ハナイカ——アル。

ソレヲ何トイウカ——家坟トイウ。

清明節ニハ祖坟ト家坟ニ詣ルノカ——然リ。

祖坟ニ同族が一緒ニ詣ルコトハナイカ——ナシ。

新年ニハ集ラヌカ——集ラヌ。

新年ニハドノヨウニシテ挨拶スルカ——拜年ハ一戸一戸マワル。

同族ノ者ハ清明節ニ全然集ラヌノカ——集ラヌ。

今マデ同族ノ者ガ集ツテ相談ナドシタコトハナイカ——ナイ。

ソレデハ同族トイツテモ別ニ關係ハナイノカ——然リ。同族ノ中ノ特ニ關係ノ近イ者ト、近所ノ同族以外ニハ、一

般ノ村ノ人ト何等變ラナイ。

と。これによれば李姓は、本莊への落戸の年代も古く、また本莊きつての大族であつて、かつては家祠として民宅を購入するに到りながら、共同の祭祖も同族の會合も行うことがなく、近親と地縁的な近隣關係にある同族以外には、同族としての特種な關係を全然存していないということになる。

以上諸種の條件から見て、當然同族の祭祖行事が行われるべくして、しかもこれを行っていない二つの事例として、欒城縣の聶姓と歷城縣の李姓の場合をあげたのであるが、これはさきにも記した如く、同族結合を示す最も一般的かつ典型的なものとしての共同祭祖が、個々の同族については必ずしも普遍的な行事でないことを證示するものであると思う。そしてかゝる同族の祭祖行事の規模と内容とからは、彼等における同族結合というものが、古來の文獻資料や族譜家乘の類の記載とは異つて、意外なまでに小規模でかつ形式的なものであるとの印象をいながたく、しかもこの祭祖行事こそは、彼等同族の崇祖睦族の骨核的なものであるといわなければならぬ。とはいえわれわれは、彼等の同族意識の實態を把握するためには、いま少く謙虚かつ仔細に、彼等の關係を考察してみるの要があるであろう。故に以下考察を彼等の祭祖行事に限定して、さらに二、三の事例を紹介してみたいと思う。さきに紹介したところの各地の祭祖行事は、いずれもなにかの祭田、即ち一般に「會地」の名をもつてよばれる多少の同族共有地による經濟的な基礎をもつて行つていゝものであるが、次の事例は、いさゝかの祭田もまた會錢も有せずして、しかもなお清明節の上坟祭祖と會食とを行つていゝものである。即ち昌黎縣侯家營の王姓は、保甲簿上は六戸とされているが、そのうち同族としての王姓は三戸である。この王姓は、その昔なにかの會地を有していたのであるが、王金陞とよぶ六十八歳の族長によれば、彼の生れる以前において、それは既に賣却せられていたと語られている。かくて王姓には會地よりの収入がなくなつてゐるため、「昔ノヨウニ盛大ニハヤツテイナイ」が、それでも毎年清明節になると、王姓三戸から金を集めて猪頭ぶたのあたまひとつを買い、それを上坟の供物となし、またそれをもつて會飯おかしの菜として、他に白菜や高粱米などを買つて會食をするといわれている。この會飯の會場及びその世話人は、王姓三戸の輪流の制をり、輪流にあつたものを辦會的とよぶこと他姓のそれと同じであつて、この辦會的は輪流にあつた一年間、彼等の老坟四畝の土地に生じた草を無償で刈り取りうるとされているが、他方その代償として、清明節の上坟の際に、焼紙と線香とを買つて供えることが義務づけられている。なお會地には耕作可能の土地を存しないが、松樹が八本あ

り、辦會的たりともこれを勝手に伐採することはできないが、地上に落ちた松葉のみは自由に採取しうることとされておき、もし樹木伐採の要ある時は、三戸合議の上で始めてなし得ると語られている。そして辦會的がその老坟地から年間採取しうる草や松葉を金錢に換算すれば、當時の價格で二元位で、他方、上坟に要する焼紙や線香などは一元餘といわれているからして、辦會的の純粹利得は、僅々數毛錢を出ないこととなる。次に坟會飯の費用は如何というに、民國三十一年度には「全部で二元カ三元」を要したといわれているが、「今年ハ猪頭ハイクラダツタカ」との間に對して「三元餘」と答えられておき、他に白菜や高粱などを要し、これをもし自家生産品を時價に換算して、これを坟會が購入する形をとるとしても、總計數元を要することは確實であつて、それを三戸が均分負擔しているもの如くである。要するにこの事例は、祭田も會の基金もなく、しかも共同祭祖と會食とを行うものであるが、彼等がかかる祭祖行事を行う一つの事由として、同族戸數の僅小なことも確にその一因であると思われる。しかしさればとてそれが決定的な要因でないことは、諸他の羣小同族において、必ずしも祭祖が行われていない事實によつて明らかであると思われる。

次にいまひとつ紹介したい事例は、殆んどあげるに足る程の祭祖行事をもたないにもかゝらず、いみぢくも結集せられた同族の崇祖意識によつて、祖坟地が回贖せられるに到つた事例である。良郷縣吳店村は縣城北方一軒ほどの所にあり、保甲簿によれば郭姓一五戸を筆頭として、禹姓七戸、楊・王姓各六戸、趙・李姓各四戸、張姓三戸、裴・賈・劉姓各二戸、吳・賀・宋・徐・惠・國の各姓それぞれ一戸とされる貧しいかつ典型的な雜姓村落である。しかして禹姓は前記の如く七戸と算えられるにかゝらず、禹姓の「族長」と自ら語る老人によれば一三戸といわれ、そしてそれは次に述べられる同族戸數とも一致している。禹姓は明代に移民として四川からこの地に移住してきたと傳えられるが、禹姓は古來清明節その他にも同族の祭祖行事を行わず、たゞ清明の日に、一戸につき三毛錢宛、即ち吳店村の禹姓一二戸と、城内に移り住んだ一戸とで、計三元九毛の金を集め、その金で上坟に要する焼紙及び上供の

點心を求め、「祖坟ニ詣リタイ」「男ノ人ガ五、六人一緒ニ詣ル」程度のもので、もし集めた金に殘餘を生ずれば、上坟の歸途焼餅を買うて喰べてしまふといつた、まことにさゝやかな行事を營んでゐるにすぎない。上記の如く禹姓は同族戸數もすくなく、清明節の祭祖も、行事とよぶには餘りに素朴なものであり、見るべき同族關係も殆んど存しないかに思われるのであるが、しかるに彼等には特筆すべき次のような關係が存している。禹姓の坟地は古老の語るところによれば、遠く乾隆時代に吳店村から五籽ほど離れた土地に設けられ、その坟地は一〇畝ほどの土地に七個の坟を存し、それを從來他村の他姓の看坟的に管理せしめ、小制錢二十吊を小作料としておさめさせることとしていた。ところが光緒二十九年から民國七年まで約十七年の間、その看坟的が禹姓に何のことわりもなく坟地を出典しており、かつ看坟的自身が何時のほどにか失踪していたということが判明した。そして爾後民國二十七年まで、その坟地は何びとかによつて耕作せられていたが、それが果して何村の何姓であるかも不明のまゝに打過ぎていた。しかしその間、民國二十七年までの毎年の清明節には、上記の如き上坟が續けられていたのであるが、その年、禹姓の間に該坟地の取戻しの議が起り、民國三十一年二月には、坟地の回贖に要する金二百六十元を、禹姓一三戸が各戸二十元づゝ分擔贖出して、炒米店村の超姓から回贖することとした。けれども實際には現金の調達ができなかつたため、その金を他から借用して事を辨じ、その後は坟地を吳店村の超姓に租地となし、それによつて得る租價の谷子三石を毎年賣却して、借金二百六十元の本錢と二分の利錢とを、何時完済できるとも分らないまゝに、とにかく支拂いつゝあるといわれている。

いまこの事例において興味深く感ぜられるのは、祖坟地の回贖をとおしてみられる同族意識の問題である。前記の如く彼等の祖坟地は七個の坟を有する一〇畝の土地で、そこから谷子三石が租價として納められている。わたくしは直接この祖坟地の小作條件を詳細に調査してゐないけれども、一般に本村における小作は、地主が五、小作人が五という分益折半の形態が多く、またその租糧は一畝あたり四斗乃至四斗半とされているから、これによれば一〇畝の坟

地にほゞ七畝の耕作地を有することとなる。然らば問題は、禹姓の坵地回贖の意圖はいずこにありやということであるが、故老の語る「二百六十元ノ返金ハ今後何年カ、ルカ分ラヌ」ということばは、その回贖の第一義的な目的が、單に七畝ほどの土地からの小作料収入のみには存せずして、寧ろ祖坵地そのものに對する執着にあると見なければならぬ。とりわけ本村は、われわれの調査村落のうちでも最も貧困な部類に屬し、禹姓もまたその例外たり得ないのであつて、従つて祖坵地回贖に要する二百六十元の金は、前記の如く一戸あたり二十元づゝの負擔となつて、それは貧困な禹姓にとつて決して容易な額とは稱しがたく、そのため回贖に際しての協議においても、「賛成ノ人モ不賛成ノ人モアツタ」という實情ではあつたが、とにかく回贖が決行されるに到つたのである。そしてもしこの回贖が、祖坵地よりの小作料収入をかりに意圖したものであるとしても、彼等がその負債を完済するまでは、早急に彼等に均霑し得るものでないことはいうまでもなく、従つてそれが祖坵地回贖の直接の目的ではないと判ぜざるを得ない。尤も近年における物價の異常な高騰は、民國三十年の黄谷子一石に對する良郷の最低價格が二十四元であつたものが、三十一年には四十六元と殆んど倍額にはね上つており、従つてこの急騰せる價格によれば、祖坵地の分糧による谷子三石の祖價をもつて、祖坵地回贖に要した借金と二分の利息とを返還することは、數年を出でずして可能なことになるのであるが、しかしその回贖の當時、直ち民國二十九年以前において、誰かよくかくの如きを想像し得たであらうか。まさに當時においては、「ソノ返金ハ今後何年カ、ルカ分ラヌ」という條件と、その豫想とのもとなされたのであつて、もし彼等にその小作料収入を期待するものがあつたとしても、それは子々孫々に遺さんとする以外の何ものでもないといわざるを得ない。とにかく彼等の祖坵地回贖の目的は、祖坵地そのものゝ性格に由來するものであり、従つてそれはまさに崇祖陸族の念の具體的な表示とみななければならぬと思う。

上に同族結合の最も具體的な表徴と目される彼等の祭祖行事が、一般の豫想を裏切つて、その規模も小さく、その内容も極めて形式的なものであるところから、彼等の崇祖觀念を骨核とする同族意識やその結合關係が、極めて脆弱

なものであると直ちに結論され易いと思われたので、わたくしはかゝる基本的な問題については、さらに綿密な觀察を要するということを證示する資料として、問題をやはり彼等の祭祖に限定して、昌黎縣侯家營の王姓と、良郷縣吳店村の禹姓の場合とをあげたわけである。即ち前者においては、なんら據るべき祭田収入をもたないにもかゝらず、同族各戸の負擔において、殆んど毎年祭祖行事を營んでおり、また後者においては、見るべき格別の祭祖行事をもたず、従つて同族意識もその結合關係も、極めて低調なものと思像されるにかゝらず、しかも彼等は、看坟的によつて無斷出典せられた祖坟地を、當時の、また禹姓の農民の經濟的な條件からしては、遙かにその負擔能力を上まわつた金額を醸出して、あえて回贖を行つていたのであつて、かゝる事實に即してこれを見れば、單なる皮相な觀察のみをもつて、忽率に彼等の同族意識を評價し去り得ないことを知るわけである。しかしながら彼等における同族意識やそれに伴う結合關係は、すくなくとも華北の農村に關するかぎり、特に高揚せられ強固ならしめられる社會的な條件をもたないのであつて、従つて彼等の同族意識や結合關係が、最も典型的に表示せられるものとしての祭祖行事も、まず第一には經濟的な條件に制約せられて、第二には彼等の血縁の疎遠化にともなつて——そしてそれはそのまゝ同族の擴大を意味するのであるが——漸々に縮小化せられるか、簡素化せられるか、あるいはあやうく傳統を保持し得るにすぎないというのが、いつわらざるその實情であつて、かの昌黎縣侯家營の侯姓の坟會の如きは、まさにその適例であると思われる。いま上記の二條件について若干の補足的な説明を試みれば、華北農村の各地における同族のうち、同族共同の祭祖行事を營むものが、多少とも祭田による収入や會錢を有するものに多いということとは、まさしく第一の條件によるものであり、また欒城縣聶家莊の聶姓や歷城縣冷水溝莊の李姓の如き大族にしてかつ比較的に富裕な同族が、祭祖行事を營んでいないというのは、まさに第二の條件によるものであり、これに反して安次縣東王莊の王姓や、昌黎縣侯家營の王姓の如き小同族が、比較的盛んな祭祖行事を營んでいるのは、まさしくその反證的な事例であると思し得ると思う。要するに彼等における祭祖行事は、たとえ今次の如き中共による社會改

革が行われなかつたとしても、漸次に縮減退化の過程にあることは否定し得ないところであつて、それはわれわれの調査村落における同族の大多數が、古來祭祖行事を營んでいない事實や、族長の演ずる機能が極めて限定せられ、かつまた甚だしく脆弱である事實や、さらにまた彼等の同族的結合關係が、近親者や隣居者以外には、即ち特定小範圍の同族以外には、殆んど特記するに足る關係をもたず、なんら他姓と選ぶところのない事實などとの關聯において想像することができると思われる。故に以下このような事實の上にたつて、彼等の同族關係におけるひとつの歸趨とその限界とを、さらに一、二の事例にもとずいて考察したいと思う。

さきにわたくしは礪城縣寺北柴村の郝姓五三戸が、南・北・西の三院と、南院から分出した數戸と、院の所屬不明なもの、二戸とよりなつてゐることを記したのであるが、かくの如く古來同一村落に居住し、その支派集團がそれぞれの所屬が不明とされている。そしてこの郝姓においては、單にその支派關係が明らかでないのにすぎないけれども、中には同姓にして同宗なりや不同宗なりやも判然としないものが、われわれの調査地域にすくなからず存在していることは既に記したところである、次に紹介する二例の如きは、その同族關係がまさに斷えなんとする寸前にあるものといふことができるであらう。

礪城縣寺北柴村の劉姓は、現在二二戸とされているが、約二百年前本村の西方一籽餘り北方の五里舖という村から移住してきたもので、今なお五里舖には同宗の劉姓が十數戸現存するといわれている。しかしこの兩村の劉姓の關係については、「昔ハ當家子（同族）デ、新年ナドニハ來往ガアツタ」が、「百年程前ニ大雪ガアツテカラ、交際ガナクナツテシマツタ」と語られている。おもうに劉姓はさきにも付言した如く、清明節その他に祭祖行事を營んでいないからして、従つてこの兩村の劉姓の間には、古來共同の祭祖行事をもたなかつたもののように、たゞ儀禮として新年の挨拶のみがかわされていたのであるが、それも百年ほど前の降雪によつて、ついに停止して今日に到つてゐる。

即ちこれは、兩村の劉姓の間における關係が、もはや同族としての實質的な關係を失つていて、たゞ儀禮的な行事としての拜年の交換のみが、同族たることの名残りを留めていたのにすぎなかつた。しかしそれも降雪という偶然的な出來事によつて、その年の來往ができがたかつたことを契機として、爾後永久にこの儀禮的な行事さえ停止するに到つたわけで、その意味では彼等における同族關係は、まさに然あるべき状態に既にあつたというより他にはない。もし然らずとするならば、降雪による拜年の停止は、當然一時的なものとして復活せらるべきであつたと思われる。故に今この事例によれば、僅々一籽餘りの距離とはいへ、同族が居住する村落を異にし、かつその分派の年次古きに到れば、年一回の拜年の如き行事でさえも、やゝともすれば杜絶せられる傾きがあり、その後はたゞ同族としての意識と傳承とのみをとゞめるにすぎなくなることが想像せられる。しかしながらそうした意識も傳承も、なんらかそれを定期的に高揚し想起せしめる行事を伴わないかぎり、時代の経過とともに、漸々に退化湮滅の過程をたどるものであることは、次の事例によつて窺い知ることができる。歷城縣冷水溝莊の南方十數籽、やゝ濟南寄りの地點に龍洞というところがあり、そこには年次不詳ながら、冷水溝莊の李姓が分派轉住したとの傳承が存し、現にこの地には李姓を名乗るものの數が多く、毎年鬼節には、この地から冷水溝莊の李姓の祖坟に詣りにくる者があると、冷水溝莊の李姓によつて語られている。しかしそれも「ソウデハナイカト考エラレル」程度のものであり、現在兩地の李姓には「何ノ關係モナイ」のであつて、従つて龍洞からはるばる墓參にきたとしても、冷水溝莊の李姓による湯茶の接待はもちろんのこと、言葉を交えるものさえないわけ、まことに「ソウデハナイカト考エラレル」城を出ないのであるが、しかしながらそのような傳承があり、また十數籽離れた龍洞からこの地に墓參にくるものがあるとするれば、おそらくはかなり遠い過去において——李氏は明初に襄強から冷水溝に移住したといわれている——この地から分派轉住していつたものではないかと考えられる。しかるに現在においては、それが果して同族なりや否やも判然としないようになつてゐるが、もし彼等の轉住した地點がさらに遠いとするならば、年一回の墓參さえも困難となり、またその分派

の年次がさらに古いとしたならば、墓參の事實に裏づけられて残存する傳承自體も、さらに退化湮滅の度合いを増していたであろうことは疑いない。要するにこの李姓の場合は、さきの劉姓のそれに比して、その同族關係がさらに衰退して、まさに湮滅に瀕しているものといわなければならぬ。そしてこのような同族意識の頽廢や同族關係の稀薄化を、一般的に、ともかくせきとめるに役立つものは、共同祭祖の行事や、家譜や家廟や祭田などの存在であることはまちがいない。即ち共同祭祖は、たとえそれが年一回のものであろうとも、定期的に彼等の同祖同族の意識を回復し、そしてそれを高揚するの機會となるであろうし、家譜や家廟をもつことは、同族意識の結集に役立つであろうし、さらにまた祭田をもつにおいては、その使用や収益をめぐるつて、同族としての意識や關心を深めるに役立つであろうことは否定し得ない。

然らば家譜も家廟も共同祭祖の行事ももたない、また同族として他姓と區別し得るいさゝかの社會關係ももたない同族においては、何をもつて相互の血縁の有無を判別するであろうか。とりわけ中國の如くその巨大な人口に比して、姓氏の數が甚だしく限定されているにおいておやである。試みに明の吳沈の「千家姓」によれば、一九六八の姓氏が數えられており、またそれよりやゝ後の明の凌迪知の「萬姓統譜」によれば、前者より遙かに多い姓氏を數えているとのことであるが、かりにもし三千の姓氏をもつて、五億乃至五億數千萬といわれる中國の人口を除くるとすれば、たとえ一戸あたりの人口を如何に多く見つものとしても、如何に多くの同姓が存するかが知られると思う。然るに華北農村における實情をもつてすれば、「大戸」とよばれる同族戸數の多いものでも、三百四百を數えるものは殆んど稀有であつて、その大多數は、前記各地の祭祖行事によつても知られる如く、通常二、三十戸から六、七十戸であり、しかも姓氏そのものが數的に甚だしく限定せられるところから、古來同一村落に居住する同姓でありながら、實は全然血縁を有しない、即ち本來同宗でないものがすくなく存するという現象をもたらしてゐる。そしてこれはひとり華北農村のみに限らず、中國の各地についていゝ得るところであり、とりわけ都市において最も甚だし

いということができると思うが、これに對して彼等の血縁關係の有無を立證する族譜家乘がなく、また祭祖行事その他彼等の血縁關係を裏付けるにたる何等特殊な社會關係をもたないにおいては、その血縁關係を不明ならしめ、あるいは混亂にみちびかしめる條件は、十分にとのつていわざるを得ない。然らば彼等はかくの如き條件のもとにあつて、何をもつて同姓の中からその同宗と不同宗との區別をしているかというに、それは彼等における傳承と記憶以外には何ものもないといわなければならぬ。もつともかくる傳承や記憶が、往々にして混同されたり、變貌や消滅をしたりするものであることは、歷城縣冷水溝莊と龍洞の李姓との例によつてもその一端を窺い知り得るのであつて、従つて必ずしも信憑しがたいものではあるけれども、他に據るべきものをもたない彼等においては、これをもつて唯一のものとせざるを得ないわけである。然らばこれら傳承や記憶によつて辨別せられる同姓中の同宗と不同宗とは、彼等の實生活上、具體的に何程の意義や機能をもつてであろうか。換言すれば、それは單に彼等の回顧的な、もしくは觀念的な辨別にすぎないかというに然らずして、彼等の姻族關係、即ち家族制度上の基本的な原則として、道徳的に宗教的に彼等に服従を強制するところのものである。即ちそれは、彼等の通婚の可能と不可能との限界、換言すれば族内婚禁忌の範圍を指示するものとしての意義と機能とをもつてゐる。事實、嚴重に異族結婚を行い、族内結婚をきびしく禁忌する中國において、しかも同宗なるか否かを判別する資料をもたない同姓間においては、殆んどあるかなきかの傳承たりとも、それをもつて通婚の可否を決する唯一のものとせざるを得ないし、また據るべきならぬの傳承も存しない同姓においては、かつて相互の間に通婚の事實があつたか否かという記憶が、彼等の通婚の可否を決定する基準ともなるわけである。もつとも彼等の通婚に際しては、血統の順逆とか、世代の上下とかと、いろいろ複雑なタブーや規範を存してはゐるけれども、とにかく上に述べた族内婚の禁忌、絶對的な異族との通婚は、最も基本的な鐵則であるといわなければならぬ。もつとも彼等のもつ理念としては、不同宗たりとも同姓間の通婚は、もともと好ましからざるものとされていることは事實であるが、その人口に比して姓氏の數の絶對的寡少という現實

は、いつしかこうした理念を克服壓倒して、今日の如く王王氏・楊楊氏・李李氏・劉劉氏などと、不同宗の同姓間の通婚を多からしめるに到り、それはまた今日では、禁忌や非難の對象たらしめないようになってゐる。とにかく族内結婚の禁忌が、果して何に由來するかは姑らくおいて、血族關係の有無を立證する確たる資料の存しない同姓間において、そのことのために通婚を拒否するか否か、彼等の同宗なりや否やを證示する唯一の、しかもその最後のものであることは疑う餘地を存しないと思う。

上記の如く彼等の間には、同族たることを特質づける特殊な社會關係の有無にかゝらず、彼等が同祖同宗と目されるかぎり、嚴重な族内婚の禁忌が存して、その通婚がかたく拒否されるわけであるが、かく彼等がその通婚を禁忌する範圍を、彼等は通常「一家子」とよんでいるのであつて、そしてこの語は、同族とか同宗と云ふことばよりも、遙かに農民に理解されやすいことばであり、また一層普遍的に用いられることばである。しかしこの兩語の意味するところは、讀んで字の如く「一家のもの」ということであり、そしてそれが同族と同義語に用いられていることによつて、それは當然に「擴大された家」と理解しなければならぬ。かくの如く同族をもつて「一家のもの」即ち「擴大された家」とみる以上、彼等の間に通婚が禁忌されるということは、血統上からも倫理上からも極めて當然なこととしなければならぬ。しかしながら彼等の間に、果して現實に何程の家族的な關係が存しているかといふことは、さきに既に種々考察を試みてきたところであつて、再びこゝに記述する要はないと思うが、かの過繼子を迎える場合における順位を、同宗近親より順次遠親に及ぼすのを原則とするのは、同族をもつて家系繼承の第一義的な條件とすることを物語り、従つてそれは姻族や他姓に家産を繼承せしめないことを本義とすることを意味するものである。また不動産、特に土地の同族への先賣觀念の如きも、土地や家屋の他姓への賣却を抑制せんとするものであり、そしてそれは個々人の家産といへども、基底的には同族共産的な思想の内在することを前提としなければ理解し得ないもののように考えられる。さらにまた彼等の祭祖行事の態様や祭田の存在、またその祭田の運営

即ちその使用や収益の仕方なども、すくなくともその典型的なものにおいては、多分に擴大された家族としてのおもかげを存するものといふことができると思われ、また同一世代に屬する同族は、排行字即ち共通な文字や同一な扁旁をもつ文字をもつてその名とするが如き、あるいはまた同族間における族内婚の禁忌の如き、いずれも「一家子」即ち「擴大された家」としての性格を、それぞれに表示しているものと考えることができると思われる。

しかしながらこのような考え方は、「一家子」としての彼等の關係を、肯定的にまた多分に理念的に理解したところのものであつて、それが必ずしも現實に即しないものであることは、上記の諸項の記述に際して夙に私の考察してきたところである。とはいへ彼等の現實の生活面を離れて、同族のもつ典型的な機構を見れば、そこにはやはり「擴大された家」としての面目がすくなくならず窺われるのであつて、かの同族中の最高輩としての族長の順位や地位は、個々の家族における最高輩者としての家長の順位や地位をおもわしめるものがあり、また同族の悉くの成員に確然たる親族稱呼が存在し、その親族稱呼に應ずる各人の世代的順位が、公式な、あるいは儀禮的な同族の行事に際して、各人それぞれの身分を決定する基準となることは、それは個々の家族における祖父母・父母・弟妹その他の家族における長幼尊卑の次序が、家族生活を維持する重要な規範となつてゐるのに比し得るかも知れない。さらにまた多くの場合、同族中の貧困者に耕作せしめられる祭田、即ち彼等の族産のもつ共有的な性格は、個々の家族の家産の所有形態と相似の面をもつものといふべきでない。要するに同族のもつ現實的な社會關係は姑らくおいて、すくなくともその機構と性格とは、個々の家族の機構と性格とを、そのまゝ擴大したが如きものが存するのであつて、その意味ではまことに「一家子」たるの名にそむかないといふことができると思われ、それはもともと中國の分家制度そのものに由來するものといふべきであらう。即ち彼等における同族とは、細胞分裂による分家股の歴史的な集團であつて、しかもそれを構成する分家股は、家格や身分の上でも完全に平等なものとされてゐて、従つて彼等においては、文獻の傳えるが如き大宗や小宗もなければ、またわが國の分家制度に見られるような「本家」と「新家」、

あるいは「別家」といつたものも存してはいない。いまこれを農民の應答に徴してみれば、

本家トハ何カ——姓ガ同ジモノ。

同族ヤ同宗ト同ジカ——同ジ。

分家ニ對シテ本家トイワヌカ——兄弟ガ分レテ住ンデモ本家トイウ。

分家シテ兩親ニ養老地ガアル時、分家シタ兄弟ノ家カラ父母ノ家ヲ何ト呼ブカ——老家、老院子、老宅子、又は

「父母住的家」トイウ。

本家トハイワヌカ——父母ニ對シテハイワヌ。兄弟相互デハ本家トイウ。

分家シタ者ノ家ヲ兩親カラ何トイウカ——「兒子」トイウ。

ソレヲ分家トハイワヌカ——イワヌ。

と。しかしして第三問に對する應答は、兄弟が分家して生活していてもお互に「本家」とよぶという意であつて、要するに同族全體を「本家」とよんで、「分家」というものが存しないということである。特に「本家」ということばとの關聯上問題となるのは、分家股に對する父母の家であるが、それは「老家」とか「老院子」または「老宅子」などによれば、そしてそれらはいずれも家屋そのものを指稱する用語であつて、われわれの意味する「本家」にはあたらぬし、また「兒子」即ち分家した子の家に對する「父母の住む家」とは、居住するものの身分を基準としての用語であつて、ともにわれわれのいう「分家」や「本家」をいうものではない。さらに同じことがらを異つた表現を用いて農民に問えば、

分家シタ家カラ兩親ノ家ヲ何トヨブカ——特別のヨビ方ハナイ。

本宅トカ老宅トカイワヌカ——家ソノモノニ對シテハ老宅トイウ。本宅トハイワヌ。

本宅トハ——現在自分ノ住ム家。

老宅カラ分家シタ家ヲ何トヨブカ——父母カラ「長男ノ家」(大兒子的院子)、「次男ノ家」(二子的院子)トイウ。と答えられている。即ち分家後父母の住む家が「本家」や「本宅」でないことは、父母が一應取得したり分割を留保したりした家産が、その死後分家股に再分割されることをたてまゑとする分家制度の上からは、むしろ當然といふべきであらうと思われるし、また分家股たちに對しても、「長男の家」「次男の家」といつた數詞的な表現が用いられて、長次の區別、従つて分家股それぞれの家格や身分を示す呼稱が用いられないのも、兄弟の家産均分の原則に照應するものと考えられる。従つてこの點本家と分家とが、家格や身分の上でも、また經濟的な條件の上でも、はつきりと區別せられるわが國の分家制度とは、基本的に異なるものがあるといわなければならない。事實中國語の「分家」とは、「分家する」という動詞であつて、「分家」そのものを指稱する名詞ではないし、またそうした意味での名詞は存していないわけである。

要するに血縁集團としての同族は、細胞分裂の如き分家股が相集つて構成するものであるが、そうした分家股は、分家後直ちに完全に自立した「家」を營み得るわけではなく、それらは分家股の分裂の母胎となつた「家」の殘滓を多分に繼承しているのであつて、かの分家後における父母の扶養や弟妹の結婚、分割の留保せられた養老地や父母の住宅の存在、あるいはまた分家股の共有や共用とせられた物件の存置などがそれであるが、他方またそこには、時間の経過とともに、母胎たりし「家」の殘滓を漸々に蟬脱して、分家股がそれぞれに分離獨立の傾向を助長していき、やがて次世代以降の分家の母胎たり得る「家」の完成へと進むわけである。しかしながらそこにはかゝる分家股を、血縁の親疎に應ずるいくつかの段階差をもつてつなぎとめていく幾層かの圈の如きものがある。即ちその第一の圈は、分家當事者たち相互の構成するものであるが、その外廓にはなお五服の内外とか、同一支派とか、さらに擴大されては同族一般などといわれるものがそれである。そしてそれらは要するに血縁の親疎關係にもとずく血縁的なワ、クであり、またそのワ、クを裏付ける具體的な結合關係が、それぞれの同族に應じて存在することは既に見きたつたが如くで

ある。いま彼等におけるこのような結合關係を、ひとつの比喩をもつてすることが許されるならば、それは水を漂えた池とその波紋とに比することが出来るかも知れない。即ち分家行爲は、池に投げられたいくつかの小石が、それぞれに水波の圓を描きながら、あるいは大きく、あるいは小さいひろがりをもつのと相似している。そしてこの場合、水波の基調となつた小石は、當然に水面下に没し去るのであるが、それは分家股の母體となつた「家」が、分家と同時に、あるいはさして永からざる期間のうちに、消滅し去つてしまふのと相類している。また波紋が描く圓周の大小に應じて、即ち波紋の擴大につれてその輪廓の明確さを缺くに到るのは、同族全體においても、また同族内で諸種の段階差をもつ血縁的小集團においても、それぞれその血縁的なワクの擴大につれて、結合關係が弱化していくのに比し得るのである。さらにまた水波の描く圓周が、如何に大きくとも池の周邊以上に出ることのないのは、彼等の同族としての社會關係が、究極的には同族のワク内にとゞまらざるを得ないのに比し得るとも考えられよう。たゞこの比喩において補足すべきことは、小石はもちろん外部より投げられるものであるが、分家の事由は家族の内部から發生するものであること、さらにまた彼等の分家においては、分家股自體が再び次世代以降の分家、即ち分家股の母胎たるべき運命をもつのであつて、その意味では小石によつて生じた池上の波紋は、波紋のひろがりとともにその波紋の中に、斷えず生起する新しい、そしてそれは當然に當初は小さい波紋にすぎないが、そうした波紋の生起することを豫想しなければならぬと思う。そしてこゝにまた、同族の擴大發展の契機が存しているわけである。

かくの如く細胞分裂によつて生じた分家股は、内部的にはいずれも次世代以降の新しい分裂の母胎たる宿命をもつており、外部的には彼等の分裂の母胎であつた「家」が、かつてそうであつたと同じように、同族のもつ幾層かの血縁的なワクに拘束されているのである。もつとも分家股を目して、直ちに次世代以降の分裂の母胎と見ることは、やゝ早急のきらいがあり、従つてそれは分家股が營む「家」としての意義や機能を、無視したり看過したりするかたむきがないではないが、しかし現實にそして結果的には、即ち時間の經過の高所に立つてこれを見れば、やはりそのよ

うにいわざるを得ないと思う。もし然りとするならば、同居同財の「家」それ自身が分裂の核であり、その核は分裂することによつて自己の生成と發展をとげるものであり、その意味では同居同財の「家」とは、斷えざる新しい分裂への過渡的な存在であると極言することもできるであらう。然らばこのような分裂によつて生じた「家」を、血縁的に拘束する幾層かの血縁的關係や集團は、果して現實に「一家子」という呼稱にふさわしいかといえば、それが必ずしも然らざることは極めて明らかであるが、彼等の現實的な關係の背後に一貫して存するものが、すくなくともそうした精神をたてまゑとし、またそうした原則の上に立つものであることは否定し得ないと思う。事實、同居同財の「家」の分裂が、やがて終止する意味での分裂ではなく、世代の降下にともなつて、何回となく、また無限に分裂をくり返すということ、そしてそうした分裂の核を本來内藏するものであるという意味において、同居同財の「家」のみを抽象して「家」と見ることは、「家」としての安定性や性格上、やはりおちつかないものを感じざるを得ないし、他方また無限に分裂をくり返すかゝる「家」を不斷に抱擁して、そしてそこにそれぞれなんらかの結合關係を生み出さしめていく「一家子」の觀念は、現實にそれがどのような形態をとつていようと、大なり小なり同居同財の「家」のありかたを拘束しているのであつて、かゝる拘束性のよつてきたるところが、「擴大された家」としての性格によるものであることはいうまでもない。故にこの意味において中國における個々の同居同財の「家」は、近代社會のそれに比して、「家」として多分に未分化なものであるといわなければならぬと思う。